

土木建築部 における随意契約の実績【流域下水道事業特別会計】 (令和2年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	下水道課	宜野湾浄化センター第3系送風機棟増築工事(その1)	令和2年4月27日	371,800,000	(株)富士建設	沖縄県宜野湾市志真志4-2-2	地方公営企業法 施行令 第21条の14 第1項第8号	本工事に係る一般競争入札を実施したところ、1回目、2回目は入札不調、3回目は予定価格超過のため不発となった。再度の入札手続きを行う時間的余裕がなかったため、3回目の入札参加者2者を選定し、見積もりを徴収後、左記業者と随意契約を行った。	
2	下水道事務所	ガスコンプレッサー棟消化ガス圧縮機及びチラー修繕(那覇)	令和2年4月16日	53,680,000	三菱化工機(株)沖縄支店	沖縄県那覇市おもろまち二丁目5番37号	第21条の14 第1項第2号	消化ガス圧縮機設備のプラントメーカーは三菱化工機(株)である。消化ガス圧縮機、シロキサンチラー及び圧縮機チラーの分解・修理後、試運転・調整を行い、消化ガス圧縮機設備全体の保証を行うことはプラントメーカー以外困難であることから、プラントメーカーである三菱化工機(株)の沖縄支店である当該業者と随意契約した。	特命随意契約
3	下水道事務所	消化ガス発電機部品取替修繕(那覇)(R2)	令和2年4月17日	5,604,500	ヤンマー沖縄 株式会社	沖縄県宜野湾市大山7丁目11番12号	第21条の14 第1項第2号	消化ガス発電機の部品取替修繕については、各メーカーによって機関構造等が異なるため、製造メーカーの技術的なノウハウを必要とする。そのため、消化ガス発電機の製造メーカーであるヤンマー(株)の関連会社で、消化ガス発電機のアフターサービスを行っている当該業者を、契約の相手方として随意契約した。	特命随意契約
4	下水道事務所	消化ガス発電機定期点検業務委託(那覇)(R2)	令和2年4月24日	35,168,100	ヤンマー沖縄 株式会社	沖縄県宜野湾市大山7丁目11番12号	第21条の14 第1項第2号	消化ガス発電機の保守管理については、各メーカーによって機関構造等が異なるため、製造メーカーの技術的なノウハウを必要とする。そのため、消化ガス発電機の製造メーカーであるヤンマー(株)の関連会社で、消化ガス発電機のアフターサービスを行っている当該業者を、契約の相手方として随意契約した。	特命随意契約
5	下水道事務所	スカム処分業務委託	令和2年4月30日	1t当たり ¥48,400-	(株)環境ソリューション	沖縄市宇登川3320番地1	第21条の14 第1項第2号	県内に産業廃棄物の中間処分場は数社あるが、そのほとんどが悪臭のない建設汚泥を対象としたものであり、下水道施設で発生するスカム(下水汚泥)は、他の産業廃棄物と比べ含水率が高いため、天日乾燥や焼却による中間処理を行なわなければ最終処分場へ投入することはできない。(株)環境ソリューションは、天日乾燥施設と焼却施設の両施設を所有し、かつ中間処理業の許可を受けている県内唯一の処理業者であることから、当該処分業者と随意契約した。	特命随意契約
6	下水道事務所	1号最初沈殿池スカム引抜管修繕(具志川)	令和2年5月18日	3,630,000	(有)丸福設備	沖縄県恩納村字仲泊880番地	第21条の14 第1項第2号	本業務は、令和元年度に発注した1号最初沈殿池汚泥引抜管他修繕(具志川)の工期内の未了部分を継続して施工するため、前年度受注者と契約したほうが、工期の短縮、経費の削減及び円滑な施工が可能であるため、当該業者と随意契約した。	特命随意契約
7	下水道事務所	再生水水槽清掃業務委託(R2)	令和2年6月4日	2,079,000	(株)冲電システム	沖縄県浦添市西原三丁目18番6号	第21条の14第1項 第2号	再生水の送水においては24時間送水が原則であり、設備を稼働しながらの断水による水槽清掃を実施するためには、水中ロボットによる清掃が必要である。本業務を行うことができるのは、県内で唯一「日本水中ロボット調査清掃協会」の会員である、(株)冲電システムのみであるため、同社と随意契約した。	特命随意契約
8	下水道事務所	5号汚泥消化タンク室置換業務委託	令和2年6月16日	1,100,000	三菱化工機(株)沖縄支店	那覇市おもろまち二丁目5番37号	第21条の14第1項 第2号	本業務は、攪拌機設備の試運転と並行して室置換を実施するため、同設備の整備を対応する業者の指揮・監督のもと行う。設備状況を熟知し、消化タンク設備の運転再開に支障が生じることがなく安全・確実に室置換作業を行えるのは、当該消化タンク(攪拌機)設備の施工業者である当該業者のみであるため、当該業者と随意契約した。	特命随意契約
9	下水道事務所	汚泥処理棟4号遠心脱水機他修繕(那覇)	令和2年6月26日	42,449,000	(株)西原環境おきなわ	沖縄県那覇市銘苅二丁目5番28号	第21条の14 第1項第2号	当該脱水機は特注品であり、精密な整備が要求される回転機械である。特殊な構造の当該機器の分解・組立・取付及び各部品の交換・隙間調整等は高度な知識と熟練した技術・判断が必要であり、製造メーカー技術員の知識・技術が要求される。よって、製造メーカー(株)西原環境の沖縄地区担当として協力関係にある(株)西原環境おきなわと、随意契約した。	特命随意契約